

# 政策分野3 青少年の成長と参加

※ 下線の箇所は第1次案からの変更箇所です。

## ～若き市民と共に未来の京都を築く～

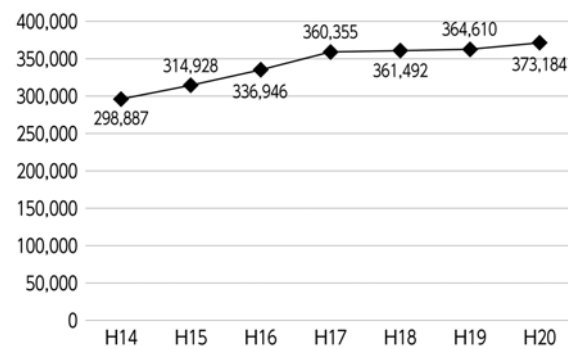
### 基本方針

次代を担う「若き市民」である青少年が、みずから考え、行動する大人へと成長・自立することを支援するため、多様な体験・社会参加の機会を提供し、自主的な活動を促進するとともに、地域社会全体で青少年の育成を支援する体制づくりを推進する。

### 現状・課題

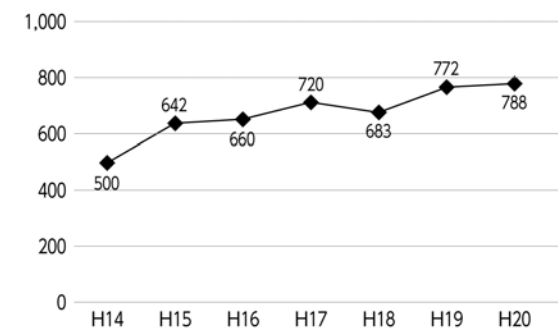
- 産業構造の変化や価値観の多様化など、社会環境が変化するなか、青少年は、多様な生き方の選択肢から自分の役割や生き方を自由に選べるようになった一方で、自己責任を求められ、不安や焦りを抱えることにもつながっている。
- 青少年が生き方をみずから選択する能力を身につけるためには、さまざまな社会体験が必要不可欠であり、青少年活動センターを中心に青少年の自主的活動を促進する取組を進めている。今後は、青少年の地域参加や社会参加を一層促進し、積極的に社会に働きかける人材を育成する必要がある。
- 有害情報の氾濫、児童虐待など、青少年をめぐる環境の悪化とともに、ニート(就業・求職活動・家事・通学をしていない15～34歳のひと)、ひきこもり、不登校など、青少年の直面する問題はより深刻さを増している。
- 青少年の直面する課題の背景には、家庭問題、学校段階でのつまづきなどさまざまな要因が複合的に存在しており、単独の支援機関では解決が困難な場合がある。
- 子ども・若者育成支援の総合的推進及び社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対する具体的支援を目的に、平成21年7月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、国、京都府はもとより、NPO法人などの民間団体との協働により、総合的・継続的な支援を進める必要がある。

◆青少年活動センターの利用者数は増加傾向



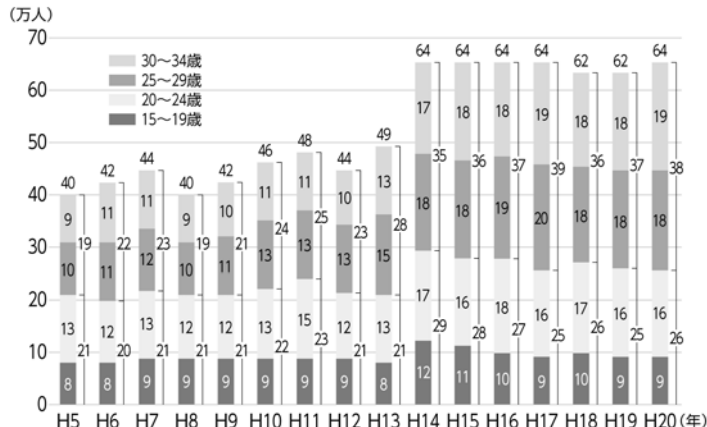
資料:京都市「客観指標基礎データ」

◆青少年活動センターの青少年ボランティア数は増加傾向



資料:京都市「客観指標基礎データ」

◆全国の若年無業者数は高水準で推移



注1 若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていないものとして集計  
注2 15～34歳計は「15～24歳計」と「25～34歳計」の合計。「15～24歳計」、「25～34歳計」それぞれの内訳については、千人単位を四捨五入しているため合計と合わない。

資料:総務省「労働力調査」

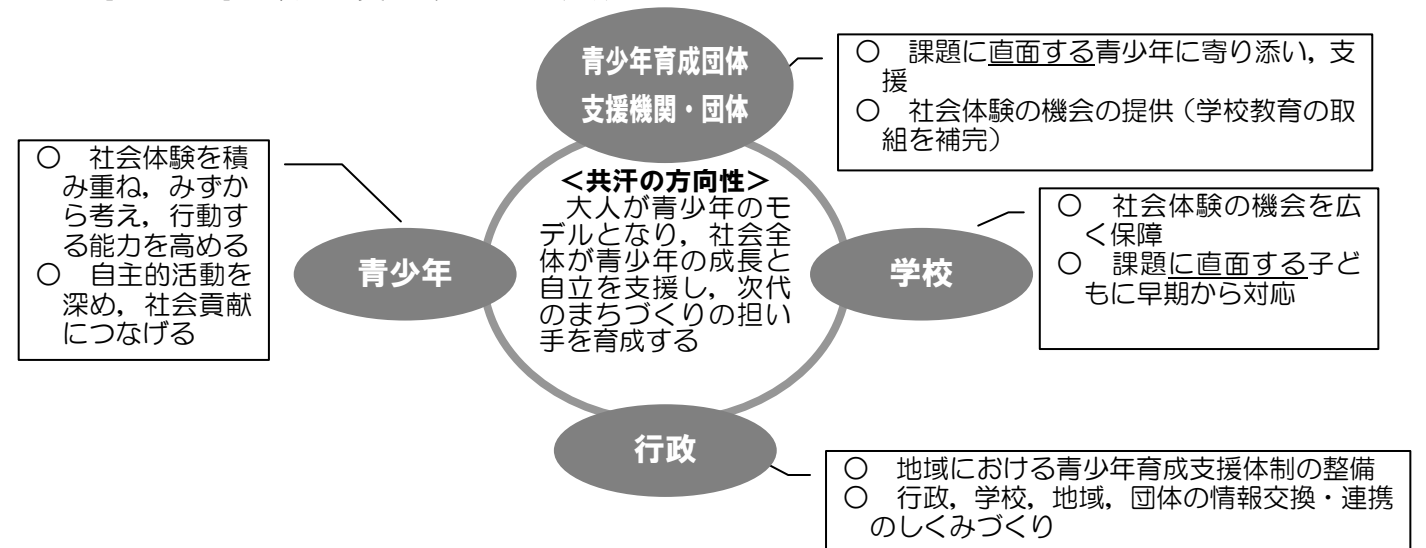
## みんなをめざす10年後の姿

- 1 青少年が「生きる力」を身につけることができる  
行政、学校、NPO法人、青少年育成団体など、青少年育成にかかわるさまざまな団体が密に情報交換し、それぞれの取組を補完することで、青少年の成長に欠かせない多様な社会体験の機会を提供し、青少年が「生きる力」を身につけることができる。
- 2 青少年がみずからの生き方・将来像を設計している  
青少年が未来のまちづくりの担い手としてさまざまな分野に挑戦し、いきいきと活動するなど、積極的に社会に働きかけ、みずからの生き方や将来像を設計している。
- 3 青少年の力が市政に生かされている  
市政の幅広い分野において、意思決定の過程に積極的に青少年の力が生かされている。
- 4 課題に直面する青少年への支援が実施されている  
「子ども・若者育成支援推進法」に基づく総合的・継続的支援の体制が整備され、ニート、不登校などの課題に直面する青少年に対する支援が適切かつ迅速に実施されている。
- 5 すべての青少年を受け入れる居場所がある  
自主的に活動する青少年や課題に直面する青少年など、すべての青少年を受け入れる居場所がある。

### ＜参考＞政策指標例

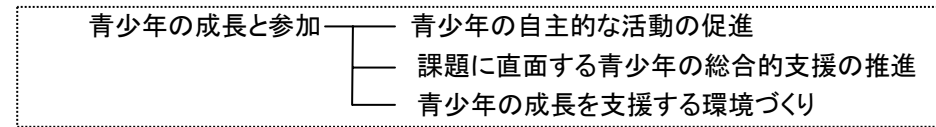
- ◆青少年活動センターで活躍するボランティア数 788人(H20) → 970人
- ◆青少年(13歳～30歳)が参画している審議会等の割合 17.1%(H21.12) → 20%

## 市民と行政の役割分担と共汗



# 推進施策

## 施策の体系



### 1 青少年の自主的な活動の促進

#### (1) 青少年の生き方デザイン（自分づくり）の支援

自分自身の生き方や、ひととのつながりを見つめ直しながら、生き方を多面的にとらえ、みずからの生き方をデザインする能力を身につけられるよう、青少年の成長に欠かせない多様な社会体験の機会を提供する。

また、多様な生き方・行動の手本となる人物と出会える機会や世代間・異年齢間の交流を促進させるとともに、生きる力を養うために、キャリア教育を多面的に推進する。

#### (2) 青少年の社会参加・社会形成活動の促進

青少年の持つ多様な感性が自主的活動や市政参加により発揮されるよう活動の機会を提供するとともに、「活動していない層」から「活動し始めた層」、「活動し始めた層」から「積極的に社会づくりにかわる層」への移行を促進する。

### 2 課題に直面する青少年の総合的支援の推進

年齢や個性の異なるさまざまな青少年が利用できるよう、多様な居場所を用意する。

また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、学校をはじめとする関係機関・支援団体等と連携しながら、子ども・若者を支援するための体制整備や人材育成などの取組を推進し、早期からの切れ目ない支援の実現を図るとともに、個々の状況に応じた、社会生活を円滑に営むための総合的・継続的な支援を行う。

### 3 青少年の成長を支援する環境づくり

地域社会が青少年にとって人との出会いや体験の場となるよう、地域コミュニティの中で青少年の成長を支援する環境づくりを推進する。

また、青少年のさまざまな問題は、青少年を取り巻く環境の変化と密接につながっていることから、地域全体で青少年を見守り、育てるネットワークづくりを進めるとともに、意識の醸成など社会環境づくりを推進する。

また、青少年活動センターを拠点として、地域や NPO、青少年育成団体の情報を集約するしくみづくりを行い、青少年を対象として実施される事業に関する情報を青少年に的確に伝える取組を進める。

## 関連する分野別計画

新・京都市ユースアクションプラン（仮称）（平成23年度～32年度）  
（第3次京都市青少年育成計画）